

**技術名称:静的締固め固化改良工法
「HCP工法(Hardening Compaction Pile)」**

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者(五十音順)

株式会社 安藤・間
代表取締役社長 野村 俊明
東京都港区赤坂六丁目1番20号

鉄建建設株式会社
代表取締役社長 林 康雄
東京都千代田区三崎町二丁目5番3号

東急建設株式会社
代表取締役社長 飯塚 恒生
東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

戸田建設株式会社
代表取締役社長 今井 雅則
東京都中央区京橋一丁目7番1号

西松建設株式会社
代表取締役社長 近藤 晴貞
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

株式会社 不動テトラ
代表取締役社長 竹原 有二
東京都中央区日本橋小網町7番2号

三井住友建設株式会社
代表取締役社長 新井 英雄
東京都中央区佃二丁目1番6号

1.2 技術の名称

静的締固め固化改良工法
「HCP工法(Hardening Compaction Pile)」

1.3 技術の概要

本工法は、静的締固め工法による砂、砕石等を材料に造成した砂杭と称する改良体間（以下、「砂杭」という）に、コンクリートを柱状に地盤に排出、拡径して造成する固化杭と称する改良体（以下、「固化杭」という）を配することにより地盤を静的に締め固め、密度を増大させる工法である。

本工法における砂杭の造成は、一般財団法人国土技術研究センターより2015年2月10日付け第38号として建設技術審査証明（一般土木工法）を取得した、「SAVEコンポーザー（低振動・低騒音の静的締固め工法）」（以下、「SAVEコンポーザー」

という)に基づくものであり、かつ、固化杭の造成も SAVE コンポーザーと同じ施工機械、同じ手順により固化造成できるよう改良が施された地盤改良工法である。

なお、砂杭は、砂、碎石または再生碎石、スラグを用いることとしている他、固化杭については、普通コンクリートまたは再生碎石やスラグなどのリサイクル材料を骨材に使用した再生コンクリートを用いることとしている。

2. 開発の趣旨

本工法は、SAVE コンポーザーの施工機械を用いて、コンクリート材料を排出、拡径して固化杭を造成し、砂杭と同等の締め固め効果、密度増大効果を得るとともに、パイルドラフト基礎における杭と同様な使用方法とした場合に、改良杭の上に構築される建築物の沈下低減に寄与できる品質を確保することを開発の趣旨とする。

さらに、固化杭の材料としては、普通コンクリートの他、環境負荷低減のため、再生碎石あるいは鉄鋼スラグ等のリサイクル材料を骨材として用いた再生コンクリートを使用することを併せて開発の趣旨とする。

3. 開発目標

(1) 固化杭の材料として普通コンクリート、あるいは再生碎石、スラグ等のリサイクル材を骨材とする再生コンクリートを用いて、SAVE コンポーザーの施工機械により、砂を材料として用いた場合と同様に拡径された改良体を造成し、地盤を締め固めることができる。

(2) SAVE コンポーザーの施工機械を用いた施工により、普通コンクリートまたは、再生コンクリートを材料とした改良体の良好な品質が確保できる。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 技術概要説明書
- (2) 技術資料（審査の過程において必要とされた追加資料を含む）
- (3) 施工立会試験

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下の通りである。

- (1) 固化杭の材料として普通コンクリート、あるいは再生碎石、スラグ等のリサイクル材を骨材とする再生コンクリートを用いて、SAVE コンポーザーの施工機械により、砂を材料として用いた場合と同様に拡径された改良体を造成し、地盤を締め固めることができると判断される。

- (2) SAVE コンポーザーの施工機械を用いた施工により、普通コンクリートまたは、再生コンクリートを材料とした改良体の良好な品質が確保できると判断される。

8. 審査証明経緯

- (1) 2007年5月24日付けで新規に依頼された本技術について技術審査を行い、2007年11月16日付けで技術審査を完了した。
- (2) 2012年5月24日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2012年7月24日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2012年11月16日として取り扱う。
- (3) 本技術に関する以下の軽微な変更について、2013年11月1日付けで確認した。

変更内容：

- ・会社名、代表者及び所在地の変更（安藤建設株式会社、株式会社 間組の合併により株式会社 安藤・間へ変更）

- (4) 2017年9月29日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について技術審査を行い、2017年10月27日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2017年10月27日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2022年11月15日まで）とする。

変更内容：

- ・代表者の変更（鉄建建設株式会社、戸田建設株式会社、三井住友建設株式会社）及び所在地の変更（西松建設株式会社）